

企業成長のための人材育成支援事業

専門家派遣補助金

専門家派遣制度を利用して
企業課題を解決しませんか??

中小機構が実施する専門家派遣制度を利用する際の
費用の一部を補助します!!

補助対象者	宮崎市に主たる事業所を有する中小企業者
補助対象事業	中小機構が行う以下①～④の制度を利用する事業 (宮崎市外の事業所で実施する場合を除く) ① 専門家継続派遣事業 ② 経営実務支援事業 ③ 戦略的CIO育成支援事業 ④ 販路開拓コーディネート事業
補助対象経費	中小機構に支払う専門家派遣に係る企業負担費用 ※消費税及び地方消費税に相当する額を除く
補助額	補助率：補助対象経費の 3分の2 以内 限度額：1事業者につき 20万円

専門家派遣(ハンズオン支援)の詳細については、
中小機構にお問い合わせください。

必ず申請前にご相談ください!!

宮崎市
観光商工部
企業立地推進課

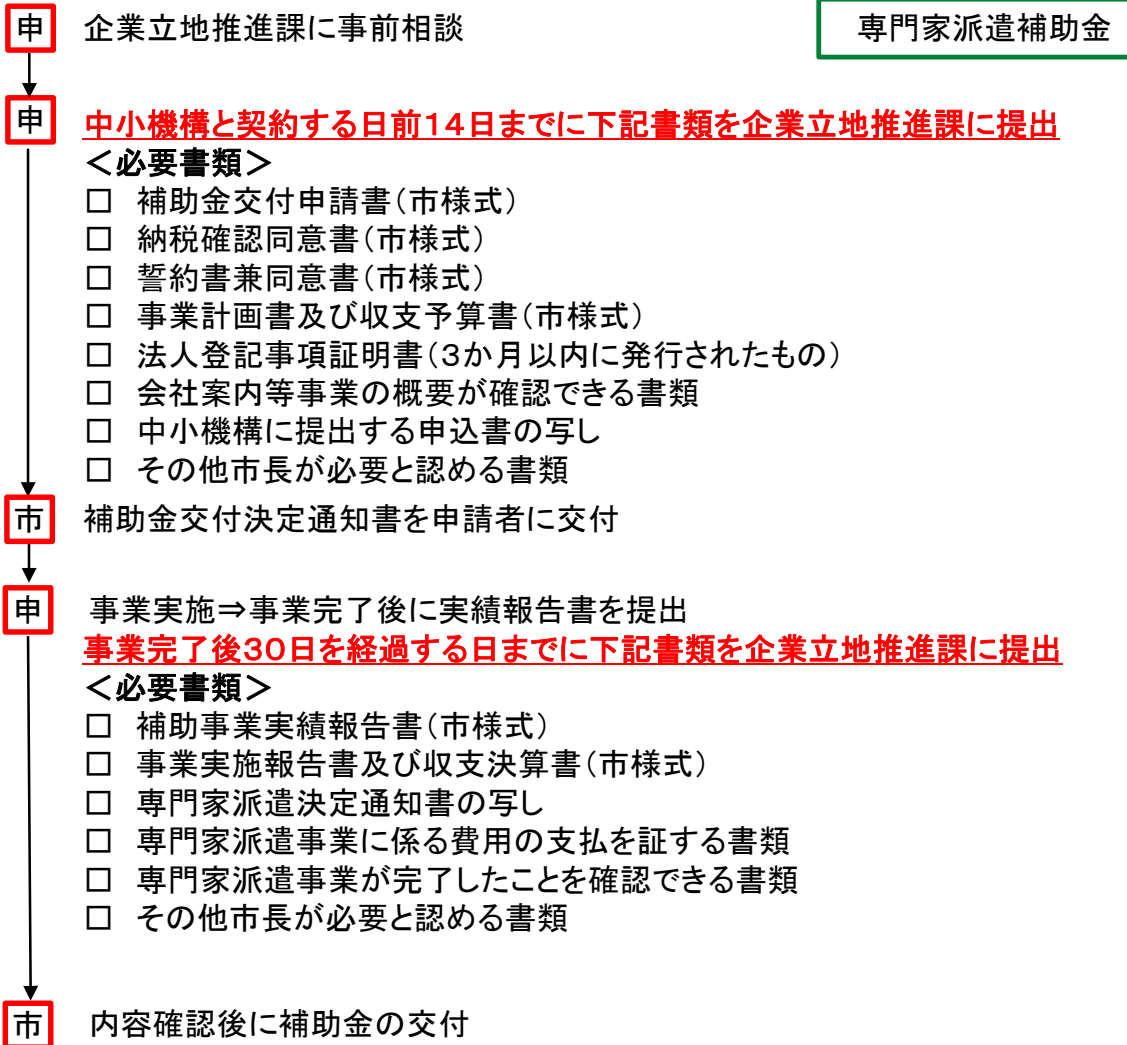
問合せ先

0985-21-1793

17kigyو@city.miyazaki.miyazaki.jp

申請書類は、市ホームページからダウンロードください

申請の流れ



要件等

【注意点】

他の補助金との併用はできません。

【以下に該当する場合は、補助対象外となります】

- ①宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- ②法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに前号に該当する者のあるもの
- ③市税の滞納がある者。ただし、市税の滞納について、市長が納期限内に納付することができないやむを得ない理由があるものとして、そのものの申請に基づく納付誓約を承認し、かつ、その誓約事項を遵守しているものについては、この限りではない。

詳しくはホームページをチェック!!

宮崎市 専門家派遣補助金

🔍 検索